

す。今年度に新たに対象になる人は、請求書の提出が必要です。案内や事務手続は、日本年金機構（年金事務所）が行います。

対象となる人▼

○老齢基礎年金を受給していて、次の要件をすべて満たしている人

・65歳以上

・世帯員全員が市町村民税非課税

・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、次の要件を満たしている人

・前年の所得額が（4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※）以下

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

請求手続▼

日本年金機構から、順次通知が送付されます。手続が必要な人には、請求書（ハガキ形式）が同封されていますので、提出してください。また、今年度中に世帯構成などが変更になり要件を満たすようになった人については、請求書が届きません。【**本国**保年金課、【**国**住民福祉課または年金事務所です手続をしてください。

年金受給者が死亡したときは

すみやかに届出をしましょう

年金を受ける権利は死亡すると喪失します。年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」を14日以内に年金事務所に提出してください。

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の人から返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

また、受給者が死亡したときに生計をともししていた三親等以内の遺族がいる場合は、申請により死亡した月の分までの年金が支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合は、未支給年金を請求できますので、年金受給権者死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

なお、提出する際には次の添付書類が必要です。

添付書類▼

・「年金受給権者死亡届」のみを提出する場合

①死亡した人の年金証書

②死亡の事実を明らかにすることができる書類（住民票除票、死亡診断書（コピー可）などのいずれか）

・未支給年金を請求する場合は、前記の①・②に加えて

③死亡した受給者と請求者の身分関係

を明らかにする戸籍謄本（全部事項証明書）など

④生計をともししていたことを証明する書類（世帯全員の住民票など）

⑤請求者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）

※一部の添付書類を省略することができます

これ以外にも添付書類が必要な場合がありますので、高崎年金事務所まで必ずお問い合わせください。

日本年金機構や厚生労働省を装った

不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めるとはありません。制度などを詳しく知りたい場合は、お問い合わせください。

問合せ▼

高崎年金事務所お客様相談室
☎027-1322-4299

**地域おこし協力隊
活動報告 Vol.44**



▲公式SNS



秋間梅林で活動している隊です。

活動を始めてから、あっという間に1年が経ちました。

梅の産地である秋間梅林の存続のために商品開発や販路開拓をしていくには、農家さんがどのような想いで梅を育てていて、梅がどのように育つのかを知る必要があります。初年度は「梅の栽培」を学ぶ貴重な1年になりました。秋剪定から始まり、草刈り、肥料撒き、開花祭、消毒、収穫、出荷、夏剪定と一周し、また秋剪定が始まります。

2年目は、引き続き梅を育てながら、商品開発と販路開拓、イベント出店や秋間梅林PRに力を入れています。新たな商品が生まれることを楽しみにしてください。

